

※こちらは抜粋版です。全体版は東京大学文学部在学生ポータル

(https://www.l.u-tokyo.ac.jp/student/undergraduate_binran.html)に掲載しております。

UTokyo Account にログインのうえ、ご覧ください。

東 京 大 学

文 学 部
便 覧

2026 年度（令和 8 年度）

目 次

II 文学部関係	文-1
2026年度文学部授業等日程	文-1
1. 文学部の沿革	文-4
2. 東京大学文学部規則	文-10
教育研究上の目的, 学科及び専修課程, 専修課程の所属, 進学資格, 再入学・学士入学及び転学部, 学期, 授業科目の履修方法, 長期履修学生制度, 単位, 授業科目の発表, 履修科目の届出, 単位の修得, 卒業資格, 課程修了の認定等, 卒業論文の提出, 試験成績の評価, 附則, 別表1(学科必修科目), 別表2(専修課程必修科目)	
3. 東京大学文学部規則取扱内規	文-22
授業科目の履修方法, 指導教員, 他学部科目の認定, 修了試験, 卒業, 転専修課程, 再入学, 学士入学, 転学部, 附則, 別表3(演習の履修方法)	
4. 東京大学文学部成績評価基準	文-30
5. 東京大学文学部研究生内規	文-31
6. 学生注意事項	文-33
7. 2026年度 文学部の行事および重要な手続き一覧	文-37
8. 2026年度 認定科目一覧	文-39
9. 教育職員免許状について(認定科目一覧)	文-78
10. 学芸員となる資格の取得について	文-89
11. 文学部所蔵資料の利用について	文-91
12. 視聴覚教育センターについて	文-94
13. 情報基盤センター教育用計算機システム端末, 無線LANの利用について	文-96
14. 文学部学友会会則	文-97
15. 文学部学友会会則施行規則	文-99
16. 英訳一覧	文-101
17. 教員氏名	文-108
文学部教室・研究室案内図	文-125

2. 東京大学文学部規則

制定	昭26. 7. 10		
改正	同28. 11. 17	同32. 3. 19	同34. 3. 17
	同35. 1. 26	同36. 9. 19	同37. 9. 25
	同39. 2. 18	同39. 3. 17	同40. 4. 1
	同41. 4. 1	同42. 4. 1	同43. 5. 2
	同44. 4. 15	同46. 4. 1	同47. 4. 1
	同48. 4. 1	同49. 4. 1	同50. 4. 1
	同52. 4. 1	同53. 6. 27	同54. 4. 1
	同54. 4. 17	同55. 4. 1	同56. 5. 19
	同58. 4. 1	同59. 4. 1	同63. 4. 19
	平 5. 4. 1	同 6. 4. 1	同 7. 4. 1
	同 8. 4. 1	同10. 4. 1	同11. 4. 1
	同12. 4. 1	同13. 4. 1	同14. 4. 1
	同15. 4. 1	同16. 4. 1	同17. 4. 1
	同19. 4. 1	同20. 4. 1	同21. 4. 1
	同23. 4. 1	同26. 4. 1	同27. 4. 1
	同28. 4. 1	同30. 4. 1	令 3. 7. 1
	同 5. 9. 25	同 6. 4. 1	同 7. 4. 1

(教育研究上の目的)

第1条 東京大学文学部（以下「本学部」という。）は、人間の思想、歴史、言語、社会に対する真の理解を目指して、文献読解、資料分析、実験・調査といった基本的な方法論を身につけ、広く深い素養を獲得することを通じて、人類文化の継承と発展に寄与しうる人材を育成することを教育研究の目的とする。

(学科及び専修課程)

第1条の2 本学部に次の学科及び専修課程を置く。

人文学科

哲学、中国思想文化学、インド哲学仏教学、倫理学、宗教学宗教史学、美学芸術学、イスラム学、日本史学、東洋史学、西洋史学、考古学、美術史学、言語学、日本語日本文学（国語学・国文学）、中国語中国文学、インド語インド文学、英語英米文学、ドイツ語ドイツ文学、フランス語フランス文学、スラヴ語スラヴ文学、イタリア語イタリア文学（※）、現代文芸論、西洋古典学、心理学、社会心理学、社会学

(専修課程の所属)

第2条 学生は前条に定めるいずれかの専修課程に属するものとする。

2 転専修課程を願い出たときは、学年の初めに許可することがある。

3 転専修課程後の在学年数は、原則として2年以上とする。

(進学の資格)

第3条 教養学部から本学部へ進学するには、教養学部において所定の授業科目及び単位数を修得していなければならない。

(再入学・学士入学及び転学部)

第4条 東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第9条及び第10条に規定する再入学・学士入学及び転学部を志願する者の取扱については、別に定める。

(学 期)

第5条 学期は、学部通則第4条第2項及び第3項の定めるところによる。

(授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表1に定める必修科目を履修しなければならない。その他任意に本学部における授業科目を履修することができる。

2 学生は、他学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修することができる。

3 学部通則第14条の2，第14条の3，第14条の5及び第16条の2の定めるところにより、外国の大学において修得した科目及び単位並びに外国の大学が行う通信教育において修得した科目及び単位については、別表2に定める専修課程必修科目又は必修科目以外の科目及び単位に相当する科目及び単位として認定することができる。

4 前項に定める専修課程必修科目に設定できる単位数は、6単位を超えないものとする。

(長期履修学生制度)

第7条 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(単 位)

第8条 授業科目は、15時間をもって1単位とする。

(授業科目の発表)

第9条 授業科目は、学年の初めに発表する。

(履修科目の届出)

第10条 学生は、当該学年に履修しようとする授業科目を所定の期間内に、本学部長に届け出なければならない。

2 前項の届け出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の修得)

第11条 履修した授業科目の単位の修得は、試験により証明する。

2 試験の期日及び方法は、その都度発表する。

(卒業の資格)

第12条 本学部を卒業するためには、別表1に定める必修科目の単位を含めて76単位以上を修得しなければならない。

(課程修了の認定等)

第13条 本学部を卒業するにあたり、専修課程修了の認定を受けようとする者は、別表2に定める各専修課程の必修科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業論文の提出)

第14条 卒業論文の提出期日は、学年の初めに発表する。

- 2 卒業論文の題目は、定められた期日までに当該専修課程主任教員に届け出なければならぬ。

(試験成績の評価)

- 第15条 試験の成績の評価は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。
- 2 学部通則第14条の2、第14条の3、第14条の5及び第16条の2の定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評価については、前項の例によるほか、合格又は不合格とすることができる。

附 則

1. この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条、第1条の2、第2条、第6条、第12条、第15条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 施行日から平成30年3月31日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条、第1条の2、第2条、第6条第1項及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4. 改正後の人文学科については、平成30年4月1日以後から進学又は入学できるものとする。
5. この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1. この規則は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この規則は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第1条の2、別表1及び別表2（教職関係科目を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 施行日から令和9年3月31日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条の2、別表1及び別表2（専修課程必修科目のうちインド哲学仏教学専修課程に係る改正並びに教職関係科目を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4. 改正後のイタリア語イタリア文学専修課程については, 令和9年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

※ 令和 8 年度以前の進学者・入学者は南欧語南欧文学専修課程に, 令和 9 年度以降の進学者・入学者はイタリア語イタリア文学専修課程に所属するものとする。

別表1 (令和6年度以降進学者・入学者用)

(学 科 必 修 科 目)

学 科	必 修 科 目 単 位
人文学科	①各専修課程の必修科目 (別表2による) 又は ②以下の専修課程が開講する講義, 演習40単位 (ただし概論・概説8単位, 演習8単位を含む) 言語学, 日本語日本文学 (国語学), 日本語日本文学 (国文学), 中国語中国文学, インド語インド文学, 英語英米文学, ドイツ語ドイツ文学, フランス語フランス文学, スラヴ語スラヴ文学, イタリア語イタリア文学 (注), 現代文芸論, 西洋古典学

備考

- 1 転専修課程・再入学・学士入学・転学部したすべての学生は, 当該専修課程の必修科目 (別表2) を履修しなければならない。
- 2 必修科目の②は, 以下の専修課程に進学した学生のみ選択できる。(※)
 インド語インド文学, ドイツ語ドイツ文学, フランス語フランス文学, イタリア語イタリア文学 (注), 西洋古典学

※「備考2」について, 令和5年度以前進学者には以下が適用される。

- 2 必修科目の②は, 以下の専修課程に進学した学生のみ選択できる。
 インド語インド文学, 英語英米文学, ドイツ語ドイツ文学, フランス語フランス文学, イタリア語イタリア文学 (注), 西洋古典学

注 令和8年度以前進学者・入学者は, イタリア語イタリア文学を南欧語南欧文学に読み替えること。

別表2 (令和7年度以降進学者・入学者用)

(専修課程必修科目)

専修課程	必修科目	単位数	計
哲 学	哲学概論	4	44
	西洋哲学史概説第1部	4	
	西洋哲学史概説第2部	4	
	哲学特殊講義	12	
	哲学演習	8	
	卒業論文 (卒業論文指導を含む)	12	
中国思想文化学	中国思想文化学概論	8	42
	中国思想文化史概説		
	中国語中国文学	4	
	東アジア史	4	
	中国思想文化学特殊講義	8	
	中国思想文化学演習	6	
	卒業論文 (卒業論文指導を含む)	12	
インド哲学 仏 教 学 (※1)	インド哲学概論	8	44
	インド哲学史概説		
	仏教概論		
	比較仏教論		
	サンスクリット語	4	
	インド哲学仏教学特殊講義	12	
	インド哲学仏教学演習	8	
	卒業論文 (卒業論文指導を含む) 又は特別演習 (特別演習指導を含む)	12	

倫 理 学	倫理学概論 西洋倫理思想史概説 東洋倫理思想史概説 倫理学特殊講義 倫理学演習 卒業論文（卒業論文指導を含む）	4 4 4 8 8 12	40
宗 教 学 宗 教 史 学	宗教学概論 } 宗教史概説 } 宗教学宗教学史学特殊講義 宗教学演習 } 宗教史学演習 } 卒業論文（卒業論文指導を含む）	8 12 8 12	40
美 学 芸 術 学	美学概論 美学芸術学特殊講義 美学芸術学演習 文献講読 卒業論文（卒業論文指導を含む）	4 12 8 8 12	44
イ ス ラ ム 学	イスラム学概論 イスラム史概説 イスラム学特殊講義 イスラム学演習 アラビア語学 卒業論文（卒業論文指導を含む）	4 2 10 6 4 12	38
日 本 史 学	史学概論 日本史学特殊講義 東洋史学特殊講義 西洋史学特殊講義 日本史学演習 卒業論文（卒業論文指導を含む）	2 12 4 4 8 12	42

東洋史学	史学概論	2	48
	東洋史学研究入門	2	
	東洋史学特殊講義	16	
	日本史学特殊講義	4	
	西洋史学特殊講義	4	
	東洋史学演習	8	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
西洋史学	史学概論	2	48
	西洋史学研究入門	2	
	西洋史学特殊講義	16	
	日本史学特殊講義	4	
	東洋史学特殊講義	4	
	西洋史学演習	8	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
考古学	史学概論	2	44
	考古学概論	4	
	考古学特殊講義	16	
	考古学演習	6	
	野外考古学	4	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
美術史学	史学概論	2	46
	哲学概論	4	
	美学芸術学		
	美術史学特殊講義	16	
	美術史調査方法論		
	日本史学特殊講義	4	
	東洋史学特殊講義		
	西洋史学特殊講義		
	考古学特殊講義	8	
美術史学演習			
卒業論文（卒業論文指導を含む）	12		

言語学		言語学概論	4	40
		言語学特殊講義	12	
		言語学演習	8	
		音声学	2	
		比較言語学	2	
		卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	
日本語 日本文学	(国語学)	国語学概論	4	44
		言語学概論	4	
		国語学特殊講義	10	
		国文学特殊講義	2	
		国語学演習	12	
		卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	
	(国文学)	国文学概論	2	42
		日本書誌学概論	2	
		国語学概論	2	
		国文学特殊講義	12	
		国文学演習	12	
		卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
中国語 中国文学		中国語学概論	8	44
		中国文学史概説		
		中国思想文化学	4	
		中国語学中国文学特殊講義	8	
		中国語学中国文学演習	12	
		卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	

インド語 インド文学	印度語学概論	6	40
	印度文学史概説	6	
	印度語学印度文学特殊講義	10	
	印度語学印度文学演習	6	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	
英米文学 （※2）	英語学概論	8	48
	英文学史概説		
	米文学史概説		
	英語学英米文学特殊講義	10	
	英語表現法	2	
	英語学英米文学演習	16	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
ドイツ語 ドイツ文学	ドイツ語学概論	4	48
	ドイツ文学史概説	4	
	ドイツ語学ドイツ文学特殊講義	12	
	ドイツ語学ドイツ文学演習	16	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
フランス語 フランス文学	フランス語学概論	4	48
	フランス文学史概説	4	
	フランス語学フランス文学特殊講義	12	
	フランス語学フランス文学演習	16	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
スラヴ語 スラヴ文学	スラヴ語学概論	4	48
	スラヴ文学史概説	4	
	スラヴ語学スラヴ文学特殊講義	16	
	スラヴ語学スラヴ文学演習	12	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
イタリア語 イタリア文学	イタリア語学概論	8	44
	イタリア文学史概説		
	イタリア語学イタリア文学特殊講義	8	
	イタリア語学イタリア文学演習	16	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	

※令和8年度以前進学者・
入学者は南欧語南欧文学

現 代 文 芸 論	現代文芸論概説	4	44
	比較文学概論	4	
	近代語学特殊講義	4	
	近代文学特殊講義	8	
	現代文芸論演習	8	
	近代語学近代文学演習	4	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
西 洋 古 典 学	西洋古典古代史	4	44
	西洋哲学史概説第1部	4	
	西洋古典学特殊講義	16	
	西洋古典学演習	8	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
心 理 学	心理学概論	4	42
	心理学特殊講義	8	
	心理学演習	6	
	心理学実験演習	12	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	
社 会 心 理 学	社会心理学概論	4	48
	社会心理学特殊講義	12	
	社会心理学演習	8	
	社会心理学実験実習	4	
	社会心理学調査実習	4	
	社会心理学統計	4	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	
社 会 学	社会学概論	4	44
	社会学史概説	4	
	社会学特殊講義	12	
	社会学演習	8	
	社会調査	4	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	

※1 令和6年度以前のインド哲学仏教学専修課程進学者・入学者には以下が適用される。

専修課程	必修科目	単位数	計
インド哲学 仏教学	インド哲学概論	8	
	インド哲学史概説		
	仏教概論		
	比較仏教論		
	インド哲学仏教学特殊講義	12	
	インド哲学仏教学演習	8	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）又は特別演習 （特別演習指導を含む）	12	

※2 令和5年度以前の英語英米文学専修課程進学者・入学者には以下が適用される。

専修課程	必修科目	単位数	計
英語 英米文学	英語学概論	<u>4</u>	
	英文学史概説	<u>4</u>	
	米文学史概説	<u>4</u>	
	英語学英米文学特殊講義	<u>8</u>	
	英語学英米文学演習	16	
	卒業論文（卒業論文指導を含む）	12	

3. 東京大学文学部規則取扱内規

制定	昭55.	4.	1		
改正	同57.	4.	1	同59.	4. 1
	平元.	4.	1	同 2.	4. 1
	同 5.	4.	1	同 7.	4. 1
	同 9.	4.	1	同11.	4. 1
	同13.	4.	1	同14.	4. 1
	同27.	4.	1	同28.	4. 1
	同29.	4.	1	同31.	4. 1
	令 2.	4.	1	同 4.	4. 1
	同 5.10.19			同 6.	4. 1
	同 8.	4.	1		

1. 授業科目の履修方法（規則第6条，12条，13条）（※1）

- (1) 学生は，別表3に定める所属専修課程の演習履修方法により履修し，所定の単位数を修得しなければ卒業できない。
- (2) 別表1必修科目②により卒業しようとする学生は，前項(1)にかかわらず，下に掲げる各項目の履修方法により履修し，所定の単位数を修得しなければ卒業できない。
 - 1) 別表1必修科目②に該当する専修課程の演習を6個ターム以上にわたって8単位修得しなければならない。これには教養学部持ち出し専門科目の演習は含めないものとする。また，外国において修得した科目及び単位を演習として認定することはできない。
 - 2) 別表1必修科目②で定める講義，演習40単位は，所属専修課程が開講する科目を6個ターム以上にわたって6単位修得しなければならない。これには教養学部持ち出し専門科目のターム数及び単位数を含めることができる。

2. 指導教員（規則第2条）

- (1) 学生は，所属する専修課程の専任教員を指導教員としなければならない。
- (2) 指導教員は，学生の所属する専修課程が決定を行うものとする。
- (3) 指導教員の変更を希望する学生は，所属専修課程の承認を経て，願い出なければならない。

3. 他学部等科目の認定（規則第6条）

他学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修し修得した単位については，必修科目単位以外の文学部単位として認めることができる。

4. 修了試験（規則第10条）

試験の方法，レポートの題名等は，担当教員の指示による。なお，追試験は特別の事由がない限り行わない。

5. 卒業（規則第12条，13条）

- (1) 学生は，所属する専修課程を修了して卒業しなければならない。ただし，別表1必修

科目②により卒業しようとする学生（転専修課程・再入学・学士入学・転学部した者を除く）は、卒業年度の所定の期間内に、所属専修課程主任教員の承認を経て願い出るにより、専修課程修了の認定を受けずに卒業することができる。

- (2) 所属する専修課程を修了して卒業する学生は、卒業論文もしくは特別演習（ただし、必修科目に指定している専修課程の場合）のいずれかを、受験しなければならない。また、専修課程修了の認定を受けずに卒業する者は、卒業論文及び特別演習を受験することはできない。
- (3) 卒業見込者で、その後卒業を延期しようとする者は、所属専修課程主任教員の承認を経て所定の期間内にその旨願い出なければならない。専修課程修了の認定を受けずに卒業する場合も同様とする。
- (4) 卒業論文又は特別演習を受験した者で、その年度に卒業しない者は、卒業論文又は特別演習の受験届の撤回を、所定の期間内に願い出なければならない。
- (5) 卒業を延期した学生は、次年度にあらためて、卒業に関する所定の手続きをとらなければならない。
- (6) 卒業に必要な必修科目（別表1・2）に該当する授業科目は、毎学年初めに定めたもの以外には認めない。

6. 転専修課程（規則第2条）

- (1) 他の専修課程に所属を変更しようとする場合、教授会の議を経て他の専修課程に転専修課程を許可することがある。
- (2) 本学部において2年を超えて在学した者の転専修課程、及び再度の転専修課程はこれを許可しない。
- (3) 転専修課程を許可された者の卒業に要する修業年限は、2年とする。ただし、修得単位等により、教授会の議を経て修業年限を1年とすることができる。
- (4) 転専修課程を志望する者は、所定の期間内に願い出るものとする。
- (5) 転専修課程を許可された者は、許可された専修課程を修了して卒業しなければならない。

7. 再入学（規則第4条）

- (1) 再入学を願い出る者は、退学前に在学した専修課程を志願すべきものとする。
- (2) 学部通則第24条第1号により退学を命ぜられた者、及び第3条の期間を満了した者の再入学はこれを許可しない。
- (3) 退学の年度の終わりより3ヶ年以上を経過した者の再入学、退学して3ヶ月以上を経過していない者の再入学、及び再度の再入学はこれを許可しない。ただし、特別の事情があるときは、調査の上、教授会の議を経てこれを許可することがある。
- (4) 再入学を許可された者の卒業に要する修業年限は、2年とする。ただし、前在学中の修得単位等により、教授会の議を経て修業年限を1年とすることができる。なお、前在学中に修得した授業科目の単位は、教授会の議を経て、本学部規則第12条及び第13条の単位中に含めることができる。
- (5) 再入学を許可された者の在学年限は前在学期間と通算して4年とする。1年未満の在

学期間は、これに算入しない。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経てこれを5年とすることがある。

- (6) 再入学を許可された者の休学期間は2年（修業年限1年の者は1年）とする。ただし、休学期間は前在学中の休学期間と通算して4年を超えることができない。
- (7) 再入学を志望する者は、所定の期間内に願出するものとする。
- (8) 再入学を許可された者は、許可された専修課程を修了して卒業しなければならない。

8. 学士入学（規則第4条）

(1) 次の各号の1に該当し、本学部への入学を志願する者は、学部通則第10条並びに文学部規則第4条の規定に基づき、教授会の議を経て、入学を許可することがある。本学部では、これを学士入学という。

- 1) 本学部を卒業した者
- 2) 本学の他の学部を卒業した者
- 3) 修業年限4年以上の他の大学の学部を卒業した者
- 4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 5) 外国において、第3号に相当する課程を修了した者

(2) 学士入学を許可する場合にあっては、教授会の議を経て入学試験を行う。

(3) 学士入学を許可された者の卒業に要する修業年限は2年とする。ただし、本学部を卒業した者が、学士入学を許可された専修課程主任教員の承認を経て、修業年限の短縮を願出たときは、前在学中の修得単位等により、教授会の議を経て修業年限を1年とすることができる。

(4) 本学部を卒業した者が、学士入学を許可された専修課程主任教員の承認を経て、前在学中に修得した本学部の授業科目の単位の認定を願出たときは、教授会の議を経て本学部規則第12条及び第13条の単位の中に含めることができる。これによって認定できる単位は、卒業時に修得した単位から卒業に必要な単位を差し引いた残りの単位のうち、下に掲げる各項目に該当する範囲とする。

1) 学士入学を許可された専修課程の必修科目のうち、演習及び概論・概説についてはそれぞれ4単位まで認定することができる。

2) 学士入学を許可された専修課程の必修科目以外の単位として、32単位まで認定することができる。

(5) 学士入学を許可された者は、許可された専修課程を修了して卒業しなければならない。

9. 転学部（規則第4条）

〔他学部より〕

(1) 他の学部より本学部へ転学部を志願する者は、現に在学する学部の承認を経て、文学部長に願出するものとする。ただし、前学部において2年を超えて在学した者あるいは4年を超えて休学した者の転学部は、これを許可しない。

(2) 転学部を許可された者の卒業に要する修業年限は、2年とする。ただし、前学部在学中の修得単位等により、教授会の議を経て修業年限を1年とすることができる。なお、

前学部在学中に修得した本学部の授業科目の単位は、教授会の議を経て、本学部規則第12条及び第13条の単位中に含めることができる。

- (3) 転学部を許可された者の在学年限及び休学期間は、前学部で定められた在学年限及び休学期間から、すでに在学あるいは休学した期間を差し引いた残りとする。
- (4) 転学部を志望する者は、所定の期間内に願出するものとする。
- (5) 転学部を許可された者は、許可された専修課程を修了して卒業しなければならない。
〔本学部より〕
- (6) 本学部学生が、他の学部に転学部又は他の大学に転入学を志願する場合には、教授会の議を経ることとし、当該学部又は大学の要求があれば受験許可書を発行する。

附 則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成16年3月31日以前に進学又は入学した者で引き続き在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年12月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成28年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条、第5条、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 施行日から平成30年3月31日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条第2項、第1条第3項、第5条、第6条、第8条第3項、第8条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

1. この規則は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者について

は、改正後の別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この規則は、令和8年4月1日から施行する。
2. 令和8年3月31日以前に本学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の第1条及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表3 (令和6年度以降進学者・入学者用)

(演習の履修方法)

専修課程	A 演習の 必修 単位数	B 必要条件となる演 習の履修ターム数 及び単位数	C 留学(休学)中に修 得した単位の取扱 い	D 持ち出し専門科目 演習の取扱い
哲学	8	6個ターム6単位	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
中国思想 文化学	6	6個ターム6単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
インド哲学 仏教学	8	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
倫理学	8	6個ターム6単位	演習に認定しない	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
宗教学 宗教史学	8	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
美学芸術学 (※2)	8	8個ターム8単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
イスラム学	6	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	演習に認定しない 文学部科目に認定
日本史学	8	8個ターム8単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
東洋史学	8	8個ターム8単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
西洋史学	8	8個ターム8単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
考古学	6	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	演習に認定しない 文学部科目に認定
美術史学	8	8個ターム8単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定

専修課程	A 演習の 必修 単位数	B 必要条件となる演 習の履修ターム数 及び単位数	C 留学(休学)中に修 得した単位の取扱 い	D 持ち出し専門科目 演習の取扱い
言語学	8	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
日本語日本文学 (国語学)	1 2	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
日本語日本文学 (国文学)	1 2	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
中国語 中国文学	1 2	6個ターム6単位	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
インド語 インド文学	6	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定	演習に認定しない 文学部科目に認定
英語英米文学	1 6	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定 (半年につき2単 位まで)	A欄に認定またB 欄のうち、2個ター ム2単位まで認定
ドイツ語 ドイツ文学	1 6	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
フランス語 フランス文学	1 6	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 4単位まで認定	A欄に認定またB 欄のうち、2個ター ム2単位まで認定
スラヴ語 スラヴ文学	1 2	6個ターム6単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定
南欧語 南欧文学	1 6	8個ターム8単位	左記B欄のうち、 2単位まで認定	左記B欄には認定 しないが、A欄に 認定

専修課程	A 演習の 必修 単位数	B 必要条件となる演 習の履修ターム数 及び単位数	C 留学(休学)中に修 得した単位の取扱 い	D 持ち出し専門科目 演習の取扱い
現代文芸論	現代文芸 論演習 8	6 個ターム 6 単位	左記 B 欄のうち、 2 単位まで認定	左記 B 欄には認定 しないが、A 欄に 認定
	近代語学 近代文学 演習 4			
西洋古典学	8	8 個ターム 8 単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定
心理学	6	6 個ターム 6 単位	左記 B 欄のうち、 2 単位まで認定	演習に認定しない 文学部科目に認定
社会心理学	8	6 個ターム 6 単位	左記 B 欄のうち、 2 単位まで認定	左記 B 欄には認定 しないが、A 欄に 認定
社会学	8	8 個ターム 8 単位	演習に認定しない	演習に認定しない 文学部科目に認定

※1 令和7年度以前の進学者・入学者は以下が適用される。

1. 演習（規則第6条，12条，13条）

- (1) 学生は，別表 3 に定める所属専修課程の演習履修方法により履修し，所定の単位数を修得しなければ卒業できない。
- (2) 別表 1 必修科目②により卒業しようとする学生は，前項(1)にかかわらず，別表 1 必修科目②に該当する専修課程の演習を 6 個ターム以上にわたって 8 単位修得しなければ卒業できない。
- (3) 前項(2)の演習に，教養学部持ち出し専門科目の演習は含めないものとする。また，外国において修得した科目及び単位を前項(2)の演習として認定することはできないものとする。

※2 令和7年度以前の美学芸術学専修課程進学者・入学者は以下が適用される。

美学芸術学	8	6 個ターム 6 単位	演習に認定しない	左記 B 欄には認定 しないが、A 欄に 認定
-------	---	-------------	----------	-------------------------------

5. 東京大学文学部研究生内規

制定	昭57. 4. 1		
改正	昭60. 4. 1	平元. 4. 1	
	同 2. 4. 1	同 3. 4. 1	
	同 5. 4. 1	同 7. 4. 1	
	同17. 12. 14		

(研究生)

第1条 研究事項を定め、指導教員のもとで研究に従事しようとする者で、次の各号の1に該当する者は、学部通則の定めるところに従い、教授会の議を経て、研究生としてこれを許可することがある。

- (1) 本学部を卒業した者
- (2) 本学大学院人文社会系研究科の修士課程を修了した者
- (3) 本学大学院人文社会系研究科の博士課程を修了、あるいは所定の単位を修得して退学した者
- (4) 本学部において、本学部を卒業した者と同等以上の学力があり、かつ研究生として特に適当と認められた者
- (5) 現職の教員で都道府県（指定都市を含む）教育委員会から推薦された者

(研究期間)

第2条 研究生の研究期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、研究上の必要により研究期間の延長を願い出たときは、1回に限り、教授会の議を経て、これを許可することがある。

(入学及び期間延長の出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者、及び研究期間の延長を志望する者は、所定の願書に指導教員の承認印を受け、必要書類等を添えて、所定の期日までに学部長に願出するものとする。

(授業の聴講)

第4条 研究生は、指導教員が必要と認められた場合に限り、授業担当教員の許可を得て学部の授業を聴講することができる。

(願出による退学)

第5条 研究生が退学しようとするときは、所定の用紙に指導教員の承認印を受け学部長に願出するものとする。

(退学命令)

第6条 研究生が次の各号の1に該当するときは、学部長は退学を命ずることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
 - (2) 研究生として適当でないと認められたとき。
- 2 退学命令を受けた者の、再度の研究生入学は認めない。

(研究生証)

第7条 研究生は研究生証の交付を受け、学内においては必ず携帯しなければならない。

- 2 研究生は、研究生証を紛失したとき、直ちに学部長に届け出て再交付を受けなければならない。
- 3 研究生は、研究生の資格を失ったとき、直ちに研究生証を学部長に返納しなければならない。

(変更届)

第8条 研究生は、次の各号を変更したときは、直ちに学部長に届け出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 姓名
- (3) 連絡者または連絡者の住所

附 則

1. この内規は、平成7年4月1日から施行する。
2. 平成7年3月31日以前において、本学大学院人文科学研究科及び社会学研究科の各課程を修了した者等について、本学大学院人文社会系研究科の修士課程を修了した者及び本学大学院人文社会系研究科の博士課程を修了、あるいは所定の単位を修得して退学した者とみなす。

附 則

1. この規則は、平成17年12月14日から施行する。
2. 平成17年4月1日以前に入学した者については、改正後の東京大学文学部研究生内規第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。